

令和9年度予算の編成について

日本経済の先行きについて、7月の月例経済報告では「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

本区の歳入の根幹を成す特別区税や特別区交付金は、近年堅調な推移を見せているが、ふるさと納税や国の税源偏在是正措置による減収に加え、長引く物価上昇や不安定な国際情勢の影響等により景気の先行きは不透明であり、今後の歳入環境を楽観視することはできない。さらに、物価上昇は行政サービス全般の経費を増大させており、本区を取り巻く財政環境は予断を許さない状況にある。

また、少子高齢化の進行による社会構造の変革や自然災害の激甚化・頻発化、AIの進化、物価上昇の長期化など、本区を取り巻く環境はかつてない速度で変化しているが、こうした中にあっても、常に区民一人ひとりの声に真摯に耳を傾けながら、より良い区政の実現に向けた挑戦を重ねてきた。

その結果、変化と発展を続ける新たな江東区の姿が創られつつあり、今後もこれまで積み重ねてきた歩みをさらに進めるための区民サービスの充実やまちづくりの推進に取り組んでいくことが求められている。

令和9年度は、「江東区長期計画（後期）」の中間年度として、これまで積み重ねてきた成果をさらに発展させるとともに、本計画に掲げる「目指す姿」や区民の笑顔あふれる江東区の実現に向けて、社会の急激な変化と、変化に伴う新たな課題を職員一人ひとりが正面から受け止め、柔軟な発想とチャレンジ意識を持って、より実効性のある取り組みを推進しなければならない。

そこで、令和9年度予算は「みんなの声を未来につなぐ その先の江東区へ」をテーマに掲げ、下記の方針に基づき編成する。

1 編成の基本方針

- (1) 令和 9 年度は江東区長期計画（後期）の中間年度として、これまで積み重ねてきた成果をさらに発展させ、本計画に掲げる施策のさらなる推進に向けて積極的に取り組む必要がある。また、変化と発展を続ける新たな江東区を創るため、区民の声に丁寧に耳を傾けるとともに、職員一人ひとりが柔軟な発想とチャレンジ意識を持ち、社会の変化や新たな課題を踏まえた施策を展開していく。
- (2) 激甚化・頻発化する自然災害に対する防災・減災対策の強化や少子化対策、区民サービス向上や業務効率化等を目的としたDX・AXの推進に重点的に取り組むなど、区政を取り巻く課題に的確に対応しながら、将来を見据えた実効性の高い取組みを推進する。
- (3) 不断の事業見直しや再構築により、新たな施策展開の財源確保に努めるとともに、既存事業についても必要性や効果を十分に検証し、より効果的・効率的な手法を積極的に取り入れる。また、行財政改革計画の着実な推進や経費節減の徹底、新たな歳入確保策の推進などに取り組み、歳入歳出の両面から持続可能で強靱な財政基盤を構築する。

2 編成の一般方針

(1) 共通事項

- 防災・減災対策の強化や少子化対策、区民サービス向上や業務効率化等を目的としたDX・AXを推進する取組み、地域コミュニティの活性化及び国の動向などを踏まえた物価高騰対策に関する取組みについては、積極的に要求すること。あわせて、あらゆる機会を通じて区民の声や地域のニーズを丁寧に把握・検証し、真に必要と認められる取組みについても、積極的に要求すること。
- 金額の積算においては、現下の物価水準や物価上昇による影響等を踏まえるとともに、事業の内容・規模についても十分精査した上で要求するこ

と。また、過年度決算において多額の不用額が発生している事業等については、精査の上、実績・実態に見合う要求額とするなど、予算・決算において大幅な乖離が生じないように必要な範囲で見積もること。

- 他の部課に関連する事業については、事前に十分な連絡調整を図った上で予算要求を行うとともに、重複を避け統一性を欠くことのないよう留意すること。
- 前年度に要求し、予算措置されなかった事業等については、再度の要求を行わないこと。ただし、その内容・手法や社会的状況において変更・変化があり要求を行う場合には、事業の必要性や有効性などについて改めて整理すること。
- 「令和9年度 見直し（廃止）対象事業」に選定された事業については、見直し内容に係る各部の考え方を整理した上で、原則として令和9年度予算に見直し結果を反映させること。
- 国、都、他区等の動向を注視し、常に最新情報の取得に努めるとともに、真に区民ニーズが高いと考えられる事業については、機を捉えた実施を見据え、遺漏なく要求を行うこと。
- 国や都の補助金等の財源を積極的に確保するとともに、活用にあたっては申請手続きや交付要件、スケジュール等を十分確認し、財源確保の機会を逸することのないようにすること。また、補助期間が限定されているものは、原則として補助期間内の事業実施とすること。
- 行政計画の策定や分析業務等については、A I 等のデジタル技術を積極的に活用し、庁内で対応可能な業務の拡大を図ること。また、外部委託にあたっては必要性及び費用対効果を十分に検証すること。

（２）経常経費

経常経費については、改めて施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除した、効率的・効果的な事務執行を図るべく、下記により要求を行うこと。

① 義務的経費

基礎的な対象数値により経費が見込まれるもの

ア 給与関係費（時間外勤務手当等を除く）

イ 債務負担行為に基づく経費及び公債費

ウ 扶助費及びこれに準じる経費

エ 法令・条例・協定等により支出する経費

※ 対象、規模、単価等の積算根拠に基づき、経費を適切に算定すること。

ただし、積極的な事業の見直しを行うこと。

② その他経費

事業の見直し・廃止など経費節減を図るべき経費

ア 管理事務経費、施設運営費、維持管理費、事務費などの定例的な経費

イ 各種補助金、負担金など区が定例的に支出している経費

ウ 施設の機能維持等に要する定例的な工事費及び修繕料

※ 経常経費については、行政評価システムを活用し、事業の必要性や実施効果、経費の妥当性や後年度負担について不断の検証を行うこと。その検証結果を踏まえ、既存事業の整理・統合、縮小、廃止を行い、歳出削減を図ること。

(3) 臨時経費

日々高度化・複雑化する区政課題に的確に対応し、長期計画の目指す姿を達成していく観点から、臨時経費については実効性のある提案を積極的に行うこと。

① 臨時経費とするもの

ア 主要事業以外の新規事業

※ 令和8年度の補正予算で計上した事業を除く

イ レベルアップ経費のうち、政策的判断を要する経費

② 臨時経費の要求にあたっての留意点

ア 江東区長期計画（後期）の各施策における目指す姿の実現に向け、新規事業やレベルアップの取組みの積極的な要求を行うこと。なお、新たな取組みについては多様な世代・属性による、多角的な視点を取り入れたものとする。

イ サンセット事業については、これまでの実績について十分な効果検証を行った上で、事業の継続の可否を判断すること。

ウ 事業の必要性など、あらゆる角度から検証を行うこと。

- エ 最少の経費で最大の効果を得られるよう歳出経費を整理すること。
- オ 事業の新陳代謝を促進するため、既存事業の見直し（廃止）・統合を積極的に検討し、財源の捻出に努めること。
- カ 全体計画など後年度負担を十分に精査し、全体像と必要となる経費を明示すること。

（４）主要事業

主要事業は、長期計画に掲げる各施策を実現するために、特に重点的に取り組むべき事業である。要求にあたっては、今後の区の財政状況を踏まえ、長期計画で掲げる目標の着実な前進に向け、中長期的な視点で事業効果等を十分に分析・検証すること。

（５）人件費関係

事業の整理・統合、見直しにより既存の人員体制の中での業務遂行を基本とし、会計年度任用職員についてはその趣旨に鑑み、緊急的、一時的な業務量の増大に伴い、応援が特に必要な場合にのみ要求すること。

また、時間外勤務手当については、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点も踏まえ、改めて効果的・効率的な事業執行により、削減を図ること。

（６）行財政改革の推進

- ① 国や都の動向等を踏まえつつ、基礎自治体として担うべき区の役割を再検証した上で、課題を先送りせず、無駄の排除や前例に捉われない事業の見直しや再構築を図ること。
- ② 「江東区行財政改革計画」の着実な推進を図るため、既存事業の見直しやアウトソーシングの推進など、積極的に取り組むこと。
- ③ 区が出資する外郭団体に対しては、改めて事業の趣旨や効果を総点検し、委託及び補助内容を積極的に見直し、区の支出について最大限の抑制を図ること。

（７）歳入の確保

- ① 区税収入などについて、収納率の更なる向上に努めること。

- ② その他の自主財源については、負担の公平性の観点から十分な見直しを行い、受益者負担の適正化に努めること。
- ③ 国・都の予算編成の動向を把握し、補助金等活用できるものについては、その獲得に努めること。また、国や都の制度改正など、区の予算編成に直接的に影響が及ぶものについては、十分留意した上で、情報収集に努めること。
- ④ 新たな財源確保策を更に推進していくため、積極的に広告事業をはじめとする歳入の確保に努めること。

なお、こうした取組みを後押しする観点から、各部の努力による新たな歳入（現物提供に伴う歳出削減を含む）については、その全額をインセンティブとして歳出事業費に計上し、区民サービス向上に資する取組みの原資とすることができるものとする。
- ⑤ 区の魅力を発信し、クラウドファンディングの活用など区の独自性や、区内外から共感を得られるような事業の構築に努めること。
- ⑥ 歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

3 その他

- （１）特別会計予算の編成については、一般会計予算に準ずるほか、区の財政支出を抑制するため、事務費等について一層の見直しを行うこと。
- （２）その他一般的事項については、以上の予算編成に関する基本方針に基づき「事務処理方針」として別に定める。

令和 9 年度当初予算編成日程

①	編成方針	庁議決定	8 月 26 日
②	予算事務説明会		8 月 28 日
③	予算見積書	提出期限	10 月 1 日
④	各課要求概要	財政課長ヒアリング	10 月 5 日～10 月 16 日
⑤	各部要求概要	区長ヒアリング	10 月 27 日～11 月 6 日
⑥	經常経費	財政課長査定	11 月 16 日～12 月 4 日
⑦	第一次査定	区長査定	12 月 18 日～12 月 23 日
⑧	經常経費	各部内示 復活折衝	12 月 23 日 12 月 24 日
⑨	臨時経費	財政課長査定	12 月 14 日～12 月 25 日
⑩	第二次査定	区長査定	1 月 12 日～ 1 月 14 日
⑪	臨時経費	各部内示	1 月 14 日
⑫	予算案概要作成		1 月 14 日～ 1 月 22 日
⑬	予算案決定 予算案概要説明 予算案発表	庁議決定 幹事長会 プレス発表	別途決定
⑭	予算案概要説明	全員協議会	別途決定
⑮	議案発送 区議会定例会	告示 提案	別途決定

※ 上記日程は現時点の予定であり、都合により変更する場合がある。